学校いじめ防止基本方針

新潟市立紫竹山小学校

この方針は、人権尊重の理念に基づき、紫竹山小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ防止対策推進法」や国、新潟市の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめ問題を根絶することを目的に策定するものである。

1 いじめ防止に向けての基本的な考え方

(1) 教職員の姿勢

- ① すべての児童がかけがえのない存在であることから、児童一人一人が誰からも 尊重され、一人一人のよさが生かされるように、日々の教育活動に専心する。
- ② 「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という 認識に立ち、すべての教職員が高い人権意識をもち、児童、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめの防止等に徹底して取り組む。

いじめは、どの子にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。 (新潟市いじめの防止等のための基本的な方針より)

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法 総則第2条より)

この定義より、事案が次の4つの要件に全て当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者とも児童である。
- ② 加害者と被害者が、一定の人的関係にある。
- ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。

(3) いじめ防止に向けた方針

- ① 分かる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動を充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。
- ② 教職員がいじめに対して積極的、組織的に対応し、児童と共に解決を図る。
- ③ いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等関係機関との連携を積極的に進める。

2 いじめ防止のために行う取組

- (1) いじめ防止・早期発見の取組
 - ① 予防的・課題解決的な観点から、子ども一人一人の成長を促す指導に力点を置いた取組を行う。そのために、新潟市の生徒指導リーフレットやガイドブック等を活用し、いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努める。
 - ② 日々の授業や道徳の授業,特別活動を中核とし,全教育活動を通して,すべての子どもに自律性と社会性を育成する。そのために,次の4つの視点から意図的,計画的な指導を行う。
 - ・「目的意識」 児童が、活動に向けて問題意識を高め、目的や目標を明確にもつ。
 - ・「自己決定」 取り組む内容や方法を,児童が自分自身で決定する。
 - ・「個性・能力」 児童一人一人が、自分のよさや持ち味を自覚し、発揮するとともに、仲間の 良さや持ち味を認め、生かしていく。
 - ・「協同性」 互いに協力し、かかわりを積極的にもちながら課題解決に取り組む。
 - ③ 「新潟市の授業づくり」を活用し、分かる授業・できる授業づくりに取り組む ことを通して、子ども一人一人のよさが生かされる教育活動を展開する。
 - ④ 児童の日常をきめ細かく観察したり、積極的にコミュニケーションを図ったりすることを通して、児童の様子の変化を見逃さないよう心がけるとともに、児童との信頼関係を構築する。
 - ⑤ いじめや差別だけでなく、いじめや差別につながる言動にも厳しく対応し、許されることではないことを示すとともに、児童の人権感覚を磨く。
 - ⑥ 日常の児童の観察に基づく記録の積み重ね、年3回の「学校生活アンケート」 やその他の調査を活用し、その後の教育相談体制の充実により、いじめの早期発 見に努めるとともに、児童とのコミュニケーションを図りながら丁寧に対応する ことにより、児童に安心感をもたせるようにする。
 - ⑦ 年2回「子どもを語る会」を実施し、全教職員で児童を見守り、情報の収集・整理・共有に努めながら迅速に組織的な対応ができるようにする。
 - ⑧ インターネット環境を利用した、いじめやいじめにつながる行為にも細心の注意を払い、健全な利用の仕方について啓発を図るとともに、情報の収集に努め、いじめの早期発見に努める。
 - ⑨ 児童会活動の取組の一つとして「いじめ防止標語」を作成し、児童の主体的な活動を積極的に進め、いじめ防止に向けた意識の向上を図る。

(2) いじめへの対処

- ① いじめやいじめが疑われる行為を認知したら「報告・連絡・相談」を徹底し、担任だけで対応せず組織的対応を行う。また、「校内いじめ対応ミーティング」を即日開催し、管理職の指導を受ける。解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集・整理・共有し、全体像を把握する。
- ② いじめを受けた児童に対して丁寧な聴き取りを行い、事実関係を明確にする。

また,児童の気持ちに寄り添いながら対応を一緒に考えるとともに,「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。

- ③ 事実関係を明らかにするために、いじめを受けた児童に加えていじめを行った 児童への聴き取りも丁寧に行う。また、必要に応じて周辺の児童にも聴き取りを 行う。
- ④ いじめを受けた児童の保護者には、経過や今後の方針や手順を丁寧に説明する。
- ⑤ いじめを行った児童に対しては、児童の十分な反省を引き出さないまま安易に 謝罪で終わらせることなく、相手の心の痛みを理解させ、自身の行為の問題点に ついての自覚を促す。また、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させるとと もに、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて、保護者や関係機関との 連携を図る。
- ⑥ 周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題を捉え、いじめの観衆や傍 観者にならず、いじめを未然に防ぎ、止めさせるために一歩踏み出す勇気がもて るようにする。
- ⑦ いじめを認知した場合,いじめを受けた児童やいじめを行った児童の保護者に 対して適切に事実を説明する。
- ⑧ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら取り組むとと もに、必要に応じて関係機関と連携する。
- ⑨ いじめの対処に当たっては、収集・整理した情報及びその基となるアンケートや聴き取りメモ、また児童への指導・支援の経過や保護者への説明の記録等を確実に保管する。
- ⑩ いじめへの対処の結果、いじめが「解消」したかどうかについては慎重に判断する。「解消」とは、いじめがなくなることはもちろん、再発についての心配も全くなく、しかもいじめを受けた児童の心の不安が完全に払拭された状態であると捉える。それらにわずかでも心配がある場合には「一定程度の解消」とし、関係の児童への継続的な指導や支援、見守りを続ける。(再発についての心配がないとする期間は3か月を目安とする。)

(3) 自殺につながる可能性がある重大事態の対処

児童が自殺をほのめかすなど,自殺につながる可能性がある場合,新潟市教育委員会に報告し,指導を受ける。また,関係機関との連携を図り,チーム対応による長期のケアを行う。いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い,心のケアと再発防止に努める。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ対応ミーティング

発生したいじめに対して、校内で迅速・適切に対処するために、管理職、生活指導主任、加害者や被害者の学級担任・学年主任、その他事案に関係する教職員が必要に応じて加わる「校内いじめ対応ミーティング」を即日開催する。

(2) いじめ・不登校対策委員会

いじめ防止及びいじめへの対処に関する措置を実効的に行うため,校長,教頭, 教務主任,生活指導主任,生活指導副任,特別支援教育コーディネーター,養護教 論,当該学年主任,担任による「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。必要に 応じて委員会を開催する。具体的には以下の3点に関することである。

- ① いじめの防止、早期発見に関すること
 - 年間計画の作成・実行・検証・修正(PDCA)
 - ・ いじめ相談・通報の窓口の設置
- ② いじめへの対処に関すること
 - ・ いじめの問題の解決に向けた、具体的方策の検討
 - ・ いじめに関する情報の収集・記録・共有
- ③ 中学校区いじめ防止連絡協議会(中学校区健全育成懇談会)との連携(年3回程度)
 - ・ いじめ等に関する実態や、いじめ防止等に係る取組についての情報交換及び 対策の共有

(3) 子どもを語る会

年2回全教職員でいじめや不登校,問題行動等の傾向を有する児童について,現状 や指導についての情報交換と話し合いを行う。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- 一いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が 生じた疑いがあると認められるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余 儀なくされている疑いがあるとき。

具体的には,次のようなケースが想定される。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

があると認められるとき。

(2) 重大事態が発生した場合の対処

万が一いじめによる重大事態が発生した場合,新潟市教育委員会の指導を受けなが ら迅速に対処する。

5 方針の見直し

国及び新潟市の基本方針の見直しが行われた場合、必要に応じて見直しを行う。

(令和5年4月1日改訂)